

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 8 年 2 月 17 日

広島県知事 横 田 美 香

1 業務内容

(1) 業務名

令和 8 年度女性の再就職支援関係事業等に係る広報業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島県内

(5) 事業予算額

6,048,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加資格の要件として、単独企業又は企業グループとし、単独企業による場合は

(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件を全て満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

エ 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。

オ 県内に本店、支店、支社、営業所等を有し、県との連絡・調整等に迅速な対応が可能な者であること。

カ 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「56A 広告・広報」及び「56E デザイン」の資格を認定されている者であること。

(2) 企業グループの場合

- ア 企業グループ全ての構成員が、上記(1)ア～オの要件を満たしていること。
- イ 企業グループは、資格告示のうち、「56A 広告・広報」及び「56E デザイン」の資格を認定されている者であること。
- ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務に参加していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県商工労働局人的資本経営促進課（広島県庁東館 3 階）
電話(082)513-3419（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 2 月 26 日（木）までの休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ただし、令和 8 年 2 月 26 日（木）については、午後 3 時までの交付とする。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならぬ。なお、グループで参加する場合は、代表構成員を定め、グループの全構成員分を代表構成員が取りまとめて提出すること。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者（グループを含む）に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 3 時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールに

よる。ただし、グループの場合は「委任状（様式5）」の提出が必要のため、持参又は郵送等に限ることとする。

また、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年2月27日（金）までに通知（グループの場合は代表構成員にのみ通知）する。

（3）提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記（1）アの場所

イ 提出期限

令和8年3月6日（金）午後3時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

（1）審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、令和8年度女性の再就職支援関係事業等に係る広報業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

（2）提案書評価基準

評価項目については、「令和8年度女性の再就職支援関係事業等に係る広報業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

（3）結果の通知

令和8年3月11日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知（グループの場合は代表構成員にのみ通知）する。

5 その他

（1）契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案者と協議の上、契約を締結する場合がある。

（2）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（3）契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実

績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「56A 広告・広報」及び「56E デザイン」に限る。）

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除する。

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 公募型プロポーザルの延期及び中止

本件業務に係る歳入歳出予算が見積書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該公募型プロポーザルを延期又は中止する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局人的資本経営促進課（広島県庁東館 3 階）

電話：(082)513-3419（ダイヤルイン） FAX：(082)222-5521

メール：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp